

# 一般社団法人 泡盛マイスター協会 (AMA) 認定上位資格

## シニアマイスター資格規定

平成 29 年 8 月 5 日制定  
シニアマイスター選考委員会

沖縄県の文化的遺産の琉球泡盛の的確な情報及び普及を目的として沖縄県知事認証「泡盛マイスター」制度が平成 19 年 3 月に制定。

シニアマイスター資格は、マイスター認証を取得して一定期間を経過した有資格者のための上位資格として制定する。

「シニアマイスター」は泡盛マイスター認証後 5 年以上の者(シニアマイスター受験資格条件)が受験条件。

受験の条件となる資格は「沖縄県知事認証泡盛マイスター」に限られ、類似の資格を有していても受験することはできない。

なお、シニアマイスター認定試験の開催は年 1 回とする。

### ☆シニアマイスター受験資格条件

沖縄県知事認証マイスター取得 5 年以上経過した泡盛マイスターで以下の条件若しくは下記のいずれかに該当する者。

- 1 当協会が実施するスキルアップセミナー及び酒造所研修のいずれか年間 3 回以上参加していること
- 2 泡盛をはじめ酒類、飲料の仕入れ、管理、輸出入、流通販売、教育機関講師、酒類製造業に従事若しくは泡盛普及に貢献した者
- 3 当協会が実施する、技能競技大会及び各種コンテストで大臣賞、県知事賞、那覇市長賞を受賞した者

上記に該当する(1~3)書類審査で選考委員会が認めた者とする。

以上の受験資格に該当し、認定試験に合格した者にシニアマイスターを授与する。

第一回目は選考委員会で推薦した者とする